

## 箱根町行財政運営を考える町民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応した合理的かつ効率的な行財政運営の確立に向けて、町民の意見を聴取するため、箱根町行財政運営を考える町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、次に掲げる事項について町と意見交換を行う。

- (1) 行財政運営に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 町民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町民の一般公募者
- (2) 各団体から推薦を受けた者
- (3) その他町長が特に必要であると認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(ファシリテーター等)

第4条 町民会議にファシリテーター及びアドバイザーを置く。

2 ファシリテーター及びアドバイザーは、学識経験者とする。

3 ファシリテーター及びアドバイザーは、委員が活発に意見交換を行えるように進行役及び助言役を務める。

(会議)

第5条 町民会議は、事務局が招集する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 町民会議の事務局は、企画観光部企画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。